

# 令和3年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R3.4.1 ~ R4.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立はなの木苑
	所在地	土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R1	2,363
R2	2,472
R3	2,638

## 3 令和3年度の収支状況

(単位:千円)

収入計	366,303
利用料金	365,211
指定管理料	0
その他	1,092
支出計	332,639
人件費	251,040
施設管理費	18,080
その他	63,519
差 引	33,664
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
事件、事故の報告は依然としてあるが、個室化、見守りカメラなどの対策は、その行為発見時の検証には有効であるが、その行為に至った前後の検証すなわち、なぜそのような行為になったのか、それからどうするのか、が生活全体の関連の中で検証されなければならない。	共有スペースに見守りカメラを設置することで、これまで不明瞭だった原因について事故前後の様子を確認し、課題や利用者の障がい特性を詳細に分析することが出来るようになり、その後の再発防止に繋がっている。引き続き、利用者の障がい特性の把握と支援の強化、改善を図りながら、利用者の安心安全を確保していく。
コロナ禍であるからこそ、緊急時の対応が必要となる。その役割を期待する。	東濃基幹相談支援センターと連携し、短期入所等、緊急時の受け入れを積極的に行い拠点施設としての役割を果たしていく。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の権利擁護に関する研修がなされている。</li> <li>・東濃地域の知的障害支援拠点施設として地域福祉に貢献するを掲げ、自主事業等を通じて地域交流事業を実施している。</li> <li>・強度行動障害の利用者が4割を占めているとのこと。個々の障害特性に応じたきめ細かい支援と同時に本人の意思決定支援にも力を入れていただきたい。</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別、小規模生活単位など個々に応じた日中活動をしている。</li> <li>・強度行動障害の利用者の支援について、さらに検証を進めてほしい(ひまわりの丘との連携)。</li> <li>・日本の施設は業務優先体制で、その中で真の利用者優先を取り組むには現状で何が出来るか触れていただきたい。生活者として生活すること、利用者の満足が得られるにはなにが出来るか記述いただけると良い。</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件・事故等への発生・対応状況が丁寧に記録されていて分かりやすい。</li> <li>・災害に対する備え、対策は講じられている。</li> </ul>
経営状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による自主事業の自粛、利用者の減少による収入減の状況にある。</li> </ul>
派生的効果	2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。</li> <li>・アフターコロナに向けて地域社会との連携強化、ボランティア等の開発に努めてほしい。</li> <li>・生活の質は数値では測れないので具体的な事例の記述があると良い。</li> </ul>

### <評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>・利用者の権利擁護に関する研修がなされている。</li> <li>・コロナ禍においても収支状況は安定している。</li> <li>・コロナ禍においても利用者の豊かな生活づくりに努めている。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する